



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **令和2年分の年末調整関係の申告書について**

令和2年も11月に入り、年末調整関係の書類が入った封筒が税務署から届いていることと思います。それに関連してTaxNews [No.026](#)において令和2年分から給与所得控除額と基礎控除額に適用される税制改正についてご紹介しております。この税制改正に伴いサラリーマンが勤務先に提出する人が年末調整の申告書に変更が加えられています。今回は令和2年分の年末調整から作成することとなる給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書についてご紹介いたします。

#### 1. 年末調整で使用する各申告書

昨年までは年末調整に際してサラリーマンが勤務先に提出する書類には、①その年の自身の家族構成を報告する給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、②自身が負担した生命保険契約等の保険料を報告する給与所得者の保険料控除申告書、③配偶者に関する控除額を計算する給与所得者の配偶者控除等申告書の3種類があります。これらのうち配偶者控除等申告書について書式の変更が行われ、名称も **給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書**(以下、新様式申告書といえます)に改められました。

令和1年分		令和2年分
扶養控除等(異動)申告書	→	扶養控除等(異動)申告書
保険料控除申告書	→	保険料控除申告書
配偶者控除等申告書	→	<b>新様式申告書</b>

#### 2. 新様式申告書の内容

##### (1) 変更点

改正前は自身と配偶者の所得金額に応じた配偶者控除額や配偶者特別控除額を計算するために配偶者控除等申告書(以下、旧様式申告書)が使用されていました。令和2年分からは配偶者控除等に加えて、自身の基礎控除額と所得金額調整控除の適用の有無を確認するための書式に改編されました。

##### (2) 基礎控除申告書

TaxNews [No.026](#)でご紹介しているように令和2年分からサラリーマン本人の **合計所得金額** に応じて適用される基礎控除額が変動します。この合計所得金額と適用される基礎控除額を算定する書式が旧様式申告書に追加されました。

##### (3) 所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除とは令和2年分の所得税計算から導入され、一定の要件を満たすサラリーマンに特別な控除額が認められます。これは給与所得控除の見直しに伴い、子育て等の負担があるサラリーマンに配慮する目的で創設されました。その結果、年末調整において適用を受ける場合に必要となる書式が旧様式申告書に追加されました。

###### ① 要件

その年の給与等の収入金額が850万円を超えるサラリーマンで次のいずれかに該当する者

- i. 本人が特別障害者に該当する者
- ii. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- iii. 特別障害者である同一生計配偶者を有する者
- iv. 特別障害者である扶養親族を有する者

###### ② 所得金額調整控除額

所得金額調整控除額は次の算式により計算されます。なお、算式中の給与等の収入金額は1,000万円までしか認められていないため、年収が1,000万円を超えるサラリーマンの場合、所得金額調整控除額は自動的に15万円と計算されます。なお、この控除額の計算は新様式申告書では行わず、年末調整の過程で勤務先が行います。

$$( \text{給与等の収入金額} - 850\text{万円} ) \times 10\% = \text{所得金額調整控除額}$$

##### (4) 配偶者等控除申告書

合計所得金額が1,000万円以下のサラリーマンが適用の可否を検討する配偶者控除及び配偶者特別控除については、配偶者控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額が38万円から48万円にアップしたこと以外には、大きな変化はありません。ただし上記(2)の基礎控除申告書の導入に伴い、判定材料の1つである本人の合計所得金額の算定欄が基礎控除申告書の欄に統一されています。